

令和 5 年度 第 5 回丹波市農業委員会

定例総会議事録

令和 5 年 8 月 2 5 日

令和5年度 第5回定例総会議事録

1. 日 時 令和5年8月25日 午後1時30分

2. 場 所 丹波市立春日住民センター大会議室

3. 出席者

○農業委員（24名）

(柏原地域)	1 番 亀井 昌一	2 番 堀 巧	
(氷上地域)	3 番 池田 将徳	4 番 荻野 恭敏	5 番 兼古 善明
	6 番 平松 稔久	7 番 福井 脩	8 番 山本 浩子
(青垣地域)	9 番 足立 篤夫	10 番 足立 年一	11 番 荻野 一喜
(春日地域)	12 番 荻野 隆太郎	13 番 小橋 季敏	14 番 新才 泰則
	15 番 婦木 克則	16 番 細見 滋樹	
(山南地域)	17 番 岸本 好量	18 番 田中 幸治	19 番 野垣 克巳
	20 番 和田 憲治		
(市島地域)	21 番 荒木 嘉信	22 番 荻野 広	23 番 橋本 慶子
	24 番 米田 豊		

○事務局（3名）

4. 議 事

議案第 1 号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第 2 号 農地法第5条の規定による許可申請承認について

議案第 3 号 非農地証明願承認について

議案第 4 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見について
(別冊)

議案第 5 号 地積調査事業における農地の転用事実に関する回答について (別冊)

議案第 6 号 農用地利用集積計画の決定について (別冊)

報告第 1 号 農地法施行規則該当転用届について

報告第 2 号 公共工事の届出について

報告第 3 号 青年等就農計画の認定について (別冊)

5. 閉 会

1. 開会

- 議長 皆様、御苦労さまでございます。定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。
ただいまより、令和5年度丹波市農業委員会第5回定例総会を開催いたします。
初めに、岸本会長から御挨拶をお願いします。

2. 会長あいさつ

- 岸本好量会長 (会長あいさつ)
○議長 ありがとうございました。

事務局から、会議の開催について報告をお願いいたします。

- 事務局 本日の定例総会は、在任24名の農業委員全員にご出席いただいております。

農業委員会等に関する法律第27条の規定を満たしておりますので、総会が開催できますことをご報告いたします。

3. 議事録署名委員の指名

- 議長 日程3番、議事録署名委員の指名については、丹波市農業委員会総会会議規則第20条の規定により、「議長が指名する」とありますので、指名させていただきます。

本日は、議席番号3番の池田将徳委員、議席番号4番の荻野恭敏委員、両委員よろしく願います。

なお、本総会の議事録は後日作成しますので、署名押印をよろしく願います。

4. 議事

～ 議案第1号 所有権移転 番号1番～番号24番 ～
～ 報告第1号 番号1番、番号2番、番号4番 ～

- 議長 日程4番、議事に入ります。

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局から説明をお願いいたします。

- 事務局 議案第1号、番号1番、番号2番朗読

- 議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

- 委員 番号1番、番号2番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、農地を売買により取得し、農業経営を開始したいというもので、図面は6ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

番号2番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は7ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号3番～番号9番、報告第1号、番号1番～番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番から番号5番までを、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は8ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

次に、番号4番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は9ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

報告第1号の番号1番の件ですけれども、図面は9ページに示しています。農地の中に、使用していた農業用車両駐車場があるため、2アール未満の届を提出するものです。経過書も添付しています。

番号5番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は10ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号6番、番号7番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号6番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は11、12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

番号7番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は12ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号8番、番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号8番につきましては、農地を売買により取得し、栗栽培を始めたいというもので、図面は13ページに示しています。

図面の拠点は、申請者の生活拠点兼営業所です。

地域委員会としては、農地法第3条第2項各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号9番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号9番は、農地を売買により取得し、自家野菜の栽培を始めたいというもので、図面は14ページに示しています。

図面の拠点と書いている家も、同時に購入されると聞いております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

なお、申請地の中に、2アール未満の農業用施設があり、併せて届出をするもので、経過書を添付しております。

図面につきましては、14ページの黒塗りにしておりますところが、農業用倉庫です。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可すべきものと決定いたします。

番号4番及び報告第1号の番号1番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 すいません。ちょっと経過書の内容も、読んでもらえたら。

○委員 経過書。当該地は、父が昭和60年頃に自家用乗用車駐車場を目的とし、土地の一部を盛土しましたが、以降完成させることなく、現状のまま本日に至っていることを報告いたします。

農作業をするために、軽トラックをここに駐車していたということで、確認はしております。

○委員 了解です。

○議長 よろしいですか。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号4番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号4番は、許可すべきものと決定いたします。なお、51ページの番号1番について、御承知おきください。

番号5番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号5番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号5番は、許可すべきものと決定いたします。

番号6番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号6番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、許可すべきものと決定いたします。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、許可すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

すみません。番号8番の、譲受人の国籍だとか在留資格とか、そのあたりはどうなんでしょう。

○委員 このあいだ資料をもらいましたが、配偶者がございまして、それと仕事の内容につきましては、週に4日から5日、市外から仕事に来られます。仕事内容につきましては、中古車を海外へ輸出をされるような事業をされております。

日本に居住している外国人の場合、在留資格の種類に応じて行うことのできる行為が制限されております。その中で、在留外国人のうち、農業ができる者は、投資系の在留資格を取得している者、永住者、日本人の配偶者と、永住者の配偶者と、定住者の在留資格を持つ者に決められていますので、これ以外の者は農地の権利が取得できないことになります。

以上です。

○議長 事務局、再度確認をお願いします。

○事務局 失礼いたします。事務局でございます。

農地が取得できる外国人の要件につきましては、先ほど氷上地域委員会から説明があったとおりです。

○議長 暫時休憩を入れます。

(休憩)

(再開)

○議長 それでは再開いたします。

先ほどの質問に対して、事務局から再度説明をお願いします。

○事務局 事務局でございます。

添付書類の中で、在留資格を証するものを受け取りしていただいております。今回譲受人として適格であるという確認が取れております。

以上でございます。

○議長 そのほか質問はないですか。

○委員 もう1つ、拠点の内容はどうですか。もう一度。

○委員 拠点の内容につきましては、13ページで、圃場とはちょっと離れておりますが、ここで、夫婦ともこの場所に、週に4日か5日、仕事の内容につきましては、先ほど説明しました栗の栽培は、その4日の間に行いますが、車の中古車の修理をして、それを輸出する仕事、営業でございますので、生活の拠点とする場所に4日間おられますので、栗の栽培も十分にできるかと思います。

○議長 事務局から補足を。

○事務局 事務局でございます。

拠点につきましては、先ほど地域委員会から御説明いただきましたとおり、13ページ左側に「拠点」と示しております。倉庫兼居住スペースを備えているということでございまして、週に4日程度こちらで生活をされていると確認しております。

以上です。

○議長 拠点で生活をしながら、栗の栽培をするということです。

ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、許可すべきものと決定いたします。

番号9番、報告第1号の番号2番につきまして、質問、意見等はございませんか。

これにつきましても、経過書の朗読をお願いします。

○委員 経過書につきまして、報告します。

上記の農業用倉庫が建っているのは、私の父が昭和51年に建てたものです。平成4年、父が死亡し、私が相続したものです。

以上でございます。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 9 番は許可すべきものと決定いたします。

報告第 1 号の番号 2 番につきまして、御承知おきください。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第 1 号、番号 1 0 番～番号 1 5 番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号 1 0 番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号 1 0 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 1 5 ページに示しています。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 続きまして、番号 1 1 番から番号 1 5 番までを、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

番号 1 1 番は、農地を売買により取得し、農業経営を拡大したいというもので、図面は 1 6 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号 1 2 番から番号 1 5 番は、譲受人が同一でございますので、一括して説明をさせていただきます。

番号 1 2 番から番号 1 5 番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は 1 7 ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第 3 条第 2 項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認いたしております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号 1 0 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 0 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 0 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号 1 1 番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号 1 1 番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号 1 1 番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１３番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１３番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１３番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１４番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１４番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１４番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１５番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１５番は、許可すべきものと決定いたします。

次に、春日地域の案件につきまして、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号１６番～番号２０番、報告第１号、番号４番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１６番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号１６番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は１８ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○委員 番号１７番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１７番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものであります。図面は１９ページに示しております。

今回の申請圃場は、買い手は自宅に隣接する圃場を購入され、一方売り手は市外に転出されており、この売買によって、買い手はより効率的に営農できると考えられます。

この買い手は、ほかにも自作地で耕作されており、農業用設備も充実されております。

よって、地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号18番、番号19番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号18番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は20ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件などに適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

続きまして、番号19番につきまして、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は21ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号20番を、議席番号○番の○○が説明をさせていただきます。

農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は22ページに示しております。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

併せて、先ほど言われました、今回取得される農地の中に、譲渡人の前所有者が建てた農業用物置及び進入路があります。今後、譲受人が農業用物置及び進入路として利用するため、譲渡人からの経過書添付の上、農地法施行規則該当転用届が提出されております。

以上、御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号16番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号16番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号16番は、許可すべきものと決定いたします。

番号17番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号17番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号17番は、許可すべきものと決定いたします。

番号18番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１８番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１８番は、許可すべきものと決定いたします。

番号１９番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１９番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１９番は、許可すべきものと決定いたします。

番号２０番及び報告第１号の番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２０番について、許可することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２０番は、許可すべきものと決定いたします。

報告第１号の番号４番につきまして、御承知おきください。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第１号、番号２１番～番号２３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２１番、番号２２番、番号２３番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

番号２１番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は２３ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全部を満たしていることを確認しております。

この案件につきましては、誓約書が添付されております。その内容につきましては、譲受人の所有農地の中に山林化している土地がありますので、地域委員会としましては、１１月頃までには非農地証明願を提出するように指導しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２２番でございます。こちらにつきましても、同じく議席番号○番の○○が説明させていただきます。番号２２番は農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというものです。図面は２４ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第３条第２項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

番号２３番でございますが、こちらは農地を売買により取得し、農業経営を開始したいとい

うもので、図面は25ページに示しております。

地域委員会としましては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

この案件につきましては、後ほど非農地証明願のところで説明をさせていただきますが、非農地証明願の番号12番の隣にあります住宅と合わせて購入をされまして、そちらを拠点として、農作業に従事されるということでございますので、併せてよろしくお願いいたします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号21番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号21番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号21番は、許可すべきものと決定いたします。

番号22番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号22番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号22番は、許可すべきものと決定いたします。

番号23番について、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 この人だけじゃないんですけど、今回新規就農者が5件出てるんで、1件ずつ聞いたらよかったんですけど、耕作できるだけの機械は所有されておるんですね。

○委員 山南地域ですが、こちらにつきましては、栗園をされますので、特に大きな農業機具は必要ないかと思います。あと草刈り機程度があれば十分ではないかというふうに考えております。

○議長 ほかに質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号23番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号23番は許可すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第1号、番号24番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号24番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号24番は、農地を売買により取得し、経営規模を拡大したいというもので、図面は26

ページです。

地域委員会としては、農地法第3条第2項の各号の全部効率利用要件、農作業の常時従事要件、地域調和要件等に適合しており、許可要件の全てを満たしていることを確認しております。

なお、拠点となる家が相当古いので、新築してからこちらに移り住むということで、今現在耕作されているところと、通いでこちらでも耕作するということです。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号24番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号24番について、許可することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号24番は、許可すべきものと決定いたします。

～ 議案第2号 所有権移転 番号1番～番号6番 ～

○議長 議案第2号、農地法第5条の規定による許可申請承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号1番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号1番は、売買により露天牧草置場として利用するための申請です。図面は、30ページに示しています。

申請地の農地区分は農振農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する、農用地利用計画指定用途の農業用施設であるため、例外的許可事由に該当するものと考えられます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号2番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号２番につきまして、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２番につきましては、宅地として利用したいということでございます。これにつきましては、既に半分程度が宅地化しております、それにつきまして、始末書が添付されております。

譲受人の住所が市内の別地域になっておりますが、この方はもともとここで出生された方でございます。この方が今、自分の生家を相続によって取得されています。宅地化した農地につきまして、始末書が添付されております。この農地については、父親が宅地利用されたということを書いておられます。当時の土地の貸借の様子が見られますが、宅地に転用したことは事実でありますということです。

それから、この元の所有者ですね。隣のこの方が親戚であったこともあって、詳細は分かりませんが、農地である土地の実態を確認せず転用しており、農地に係る諸手続きを認識することなく、所定の申請をせずに安易に転用したもので、無断転用の事実は全く弁解の余地はありません。以後、このようなことのないように反省しており、関連法を今後遵守いたします。

今回の農地法第５条の転用許可申請につき、許可を何とぞお願いいたします。

ということで、始末書が出ています。そしてまた圃場になっておりましたこの土地の一部ですね。そこにつきましては、隣が農地でありますので、ここに小さな擁壁を作りまして、この家からの雨水がそちらのほうに流れないようにするというところでございます。

現状、小さな水路がありますけれども、迷惑をかけられないというふうなことで、そこにもう少し大きな水路を設置したいということになっております。

それから、農地区分につきましては、この地域は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第２種農地と判断されると考えられます。

これにつきましても、隣接所有者、地元等の同意も得られております。周辺農地の営農への支障はないものと思われれます。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第５条第２項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号２番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号２番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第２号、番号３番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号３番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号3番は、売買により、露天駐車場として利用するための申請です。図面は、32ページに示しております。

申請地の下側の住宅を購入するにあたり、駐車スペースがないための申請でございます。

申請地の農地区分は、街区の面積が4,659平米で、宅地の占める面積が3,384平米、72.69パーセントであり、40パーセントを超えておりますので、第3種農地と判断されます。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝす。農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号3番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号3番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号3番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

次に、市島地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第2号、番号4番～番号6番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

市島地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号4番、番号5番を、議席番号〇番の〇〇が説明いたします。

売買により、太陽光発電設備として利用するための申請です。図面は33ページに示しています。

申請地の農地区分は、農業公共投資等の対象となっていない小集団の生産性の低い農地等に該当するため、第2種農地と判断されると考えまゝす。

隣接所有者、地元等の同意も得られ、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝす。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

御審議のほど、よろしくお願いいたしまゝす。

○委員 番号6番を、議席番号〇番の〇〇が説明しまゝす。

番号6番は、農地を売買により取得し、露天駐車場を増設するための申請です。

農地区分は、街区の面積が9,353平米で、宅地の面積が8,827平米。宅地の割合が94.4パーセントになりますので、第3種農地と判断されると考えまゝす。

隣接農地はなく、地元の同意もあり、周辺農地の営農への支障はないものと思われまゝす。

また、転用面積は必要最小限のものであり、農地法第5条第2項の各号には該当せず、いずれも申請内容に問題がないことを確認しています。

よろしくお願いします。

○議長 市島地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号４番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号５番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

番号６番について、質問、意見等はありませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、許可相当と意見を付して、進達することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号６番は、許可相当と意見を付して、進達すべきものと決定いたします。

～ 議案第３号 番号１番～番号１２番 ～

○議長 議案第３号、非農地証明願承認についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号１番、番号２番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

柏原地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は３８ページに示しています。

８月１６日に確認したところ、現地は物置と住宅になっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和１８年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号２番を、議席番号○番の○○が説明いたします。

番号２番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は３９ページに示しています。

８月１６日に確認したところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、

周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号1番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号1番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号2番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号2番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号2番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

次に、氷上地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号3番～番号5番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号3番から番号5番まで、議席番号〇番の〇〇が説明します。

番号3番につきましては、地目変更のための非農地証明願です。図面は40ページ。

8月17日に確認したところ、現地は、境内地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、昭和60年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号4番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は41ページ。

8月17日に確認したところ、現地は宅地となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成5年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

番号5番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は42ページ。

8月17日に確認したところ、現地は山林となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成１２年頃からで、地元自治会長、隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として証明することに、問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号３番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号３番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号３番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号４番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号４番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号４番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号５番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号５番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号５番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、青垣地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第３号、番号６番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

青垣地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号６番を、議席番号〇番の〇〇が説明をいたします。

番号６番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４３ページに示しています。

８月１７日に確認したところ、現地は池となっており、農地への復旧は困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても、特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、大正２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会として、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 青垣地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号６番につきまして、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号６番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号6番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、春日地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号7番～番号9番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

春日地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 議席番号〇番の〇〇が、番号7番、番号8番、番号9番ですね。これは一体的なものですので、併せて説明をさせていただきます。

番号7番、番号8番、番号9番につきましては、地目変更のための非農地証明願でございます。図面は44ページに示しております。

8月16日に現地を確認したところ、現地は、この44ページの図面のように、5筆の土地が一体的に隣接する工場の露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないものと思われま。

また、農地でなくなった時期は、平成15年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成31年3月29日付け、非農地判断についての3の(2)のウに該当するため、春日地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長 春日地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号7番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号7番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号7番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号8番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号8番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号8番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号9番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号9番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、番号9番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

続きまして、山南地域の案件について、事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第3号、番号10番～番号12番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号１０番を、議席番号○番の○○が説明します。

番号１０番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４５ページに示しています。

８月１４日に確認したところ、現地は竹藪となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また、農地でなくなった時期は、平成７年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えています。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○委員 番号１１番、番号１２番を、議席番号○番の○○が説明させていただきます。

まず番号１１番は、地目変更のための非農地証明願です。図面は４６ページに示しております。

８月１４日に現地を確認いたしましたところ、現地は露天駐車場となっており、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、平成１２年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、番号１２番につきましては、これにつきましても地目変更のための非農地証明願です。図面は先ほどの３条の申請のところにありましたように、２５ページにあります。

８月１４日に確認いたしましたところ、現地は住宅となっておりまして、農地への復旧が困難であり、周囲の状況から見て、非農地と判断しても特段に影響がないと見込まれます。

また農地でなくなった時期は、昭和５６年頃からで、地元自治会長と隣接者の証明もあり、平成３１年３月２９日付け、非農地判断についての３の（２）のウに該当するため、地域委員会としては、証明することに問題ないと考えております。

御審議のほど、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長 山南地域委員会から、確認報告が終わりました。

番号１０番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１０番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１０番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１１番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１１番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１１番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。

番号１２番について、質問、意見等はございませんか。

（「意見なし」と呼ぶ者あり）

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

番号１２番について、証明書を交付することとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 異議がございませんので、番号１２番は、証明書を交付すべきものと決定いたします。
ここで休憩に入ります。

（休憩）

（再開）

○議長 それでは会議を再開いたします。

～ 議案第４号 ～

○議長 議案第４号、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更に係る意見についてということで、別冊を御覧いただきます。農林振興課にも同席をしていただいておりますので、併せてよろしくお願いします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第４号朗読

○議長 事務局の説明が終わりましたので、農林振興課から変更する内容につきまして説明がございました。

○農林振興課 （農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について説明）

○議長 農林振興課より、構想の変更に係る説明がございました。内容につきまして、質問、意見等ございましたら、お願いしたいと思います。

法改正によりまして、これから地域計画は、農業委員会が関わらなければならないということになっておりますので、その辺の内容が、非常にたくさん盛り込まれておりますということです。

それから、先ほど認定農業者の関係の説明もございましたように、所得の基準が下がるということです。こういうような変更がございましたという内容の説明があったということで、何か質問、意見等があれば、お願いしたいと思います。

○委員 認定農業者の数は増えるんですか。

○農林振興課 現在の認定農業者の申請を試みる方で、所得の水準を達成するのが難しいということで、申請を辞退される方が多かったというのが現状です。

特に、３００万円後半から４００万円前半、特にぎりぎり乗らないような方がたくさんいらっしゃったことから、今回５０万円下げることによって、新たに申請できる方が増えるのではないかと考えております。

○議長 ほかに質問等はございませんでしょうか。

○委員 議席番号〇番の〇〇です。

利用権設定の内容が変わってきて、中間管理機構に通していただくということで、これは７年度から変わっていくわけですけど、新規ということですね。これも新規の場合ですね。でも更新ということになれば、その点は、同じ中間管理機構が入るものかどうかということをお聞

きしたいんですけど。

- 農林振興課 失礼いたします。利用権設定については、令和５年度と令和６年度は現行のまま、つまり令和７年の３月まで使える形となっております。で、その間に更新された場合につきましては、そこから５年、１０年の利用権設定をされると、それは生きてくるといったものでございます。

次に中間管理機構につきましては、更新という考え方ではなくて、中間管理機構の期間が切れたら新たに設定といった考え方となってきますので、今現在中間管理機構も更新という形ではなくて、新たに期間が切れたら改めて設定といった形で、その都度設定を行っているといったものでございます。

その辺の設定の考え方自体は、新たな制度になっても変更はないという形でございます。

- 委員 ほんなら、令和７年度中に切れましたら、今度は更新じゃなくて新規という意味で捉えさせてもらったらよろしいですか。

- 農林振興課 そうですね。利用権設定をされている農地については、中間管理機構を使うのであれば、新規という形で、今現在も中間管理機構を使っておられる場合は、そのときそのとき、新たに設定されているというのが、法的な考え方となっております。

実際、農家さんにしたら更新というイメージがあるかもしれないんですけども、制度的にはその都度その都度設定といった形になっておりますので、よろしくお願いいたします。

- 委員 令和６年度に入れたりする場合、自動的に市は、中間管理機構でしてくださいという、そういうことになるんですか。

- 農林振興課 基本的には国といたしましては、今現在でも令和５年度から地域計画に基づき、中間管理機構による設定というのができるという形になっております。しかしながら状況といたしましては、具体的な手続というのがあまり決まっていないといったところが状況でございます。担当課のほうにも、今回兵庫県における手続の説明が、９月に行われるといったことで、具体的な手続方法は、今後説明すると言われてます。

先ほどから申しあげておりますとおり、経過措置として２年間は利用権設定の制度が生きてきますので、その中で中間管理機構を選ばれるか、利用権設定を選ばれるかというのは、基本的には設定者の意思といった形になってくると思っております。

市といたしまして、例えば地域計画ができていところにおいては、中間管理機構を使ってされますかといったような促しは、そのときにできればしていきたいなと思っております。しかしながら、農業委員会の皆様は御存じのとおり、なかなか地域計画自体が全地域でできるというのは、なかなかこの２年間で現実的ではないなというところもございますので、そのときの状況を鑑みながら、お話のほうを進めさせていただきたいなと思っております。

- 議長 利用権設定の考え方につきましてはよろしいですか。

令和７年の３月までは、現行利用権設定ということができると。更新のときに。で、令和７年４月からは、もう全面中間管理機構を通してということに、今のところなっているということです。ですからそれまでは、例えば期限がきたら更新ということであれば、利用権設定の現状の項目でできる。で、次の、例えばそれで１０年とったら、１０年先が、利用権設定のときは、中間管理機構でということ。

この辺、多分皆さん、農家の人によく聞かれる内容だと思いますので、十分御理解いただけるといいかなと思っております。

○農林振興課 そういった形でもいいですよという話。基本的には選ばれるのは設定者の方。経過措置の間は、農家さんに選んでいただいたらいいのかなと、今のところは思いますけど。

○議長 何か腑に落ちないところがあれば。

○委員 令和7年度以降は、この利用権設定の際、中間管理機構入れないかんのですか。これはもう確定なんですか。

○農林振興課 今、国といたしましては、地域計画というのが令和5年度、令和6年度でできるという前提の中で、制度が動いております。で、今現在では国のほうとか、県のほうに問い合わせしても、できる前提で、中間管理機構で権利設定していくというような説明を受けております。それが実際、令和6年度の途中で、全国的に地域計画の作成状況を見た中で、こういった動きが出てくるのかというのは、随時注視していきたいなと思っております。

○委員 基本的に、中間管理機構を入れて、中間管理機構から逆に今度借りるわけやろ。そういう設定になっていくんやろ。利用権設定が。

○農林振興課 基本的には、令和7年4月以降の設定の考え方といたしましては、地域計画に基づき、権利設定をされるというイメージになります。で、地域計画の中で、それぞれの筆ごとに、担い手さん、耕作される方が決まっているといった形で、最初から今までやったらマッチングをされてたわけなんですけど、最初から相手が決まってるといった形で、農地を出される方は中間管理機構に預ける。で、中間管理機構は最初から耕作される方が決まっているので、その方とセッティングをするといったイメージです。

○議長 ○○委員。

○委員 利用権設定で今までやったら、割と書類を提出したら即座に受理をしてもらうという格好になるんですけども、ほんなら例えば兵庫県全部令和7年度になったら、全てがそこへ出されるということやさかいに、大分スピード感というか、なくなってくるんじゃないかなと思って。大分待たんとあかんような状況になるんじゃないかなと思いますけどね。その点はどうかかなと思って、ちょっと疑問視するんですけどね。どんなもんですか。ちょっとお聞きしたいんですけど。

○農林振興課 中間管理機構の手続、例えば窓口なんですけど、この分につきましては、丹波市が中間管理機構のほうから受託しておりまして、丹波市の農林振興課が書類上とかの窓口になっております。

で、今のところの情報によりますと、中間管理機構の設定においては、約4か月かかるといった情報を聞いております。その辺についても、今後詳しい説明が、県のほうからあるといったことを聞いております。

利用権設定については、2か月で今できている状態が、中間管理機構のほうは若干日数がかかるといったことが、現状の手続になっております。

○議長 よろしいですか。

ほかに内容につきまして、質問、意見等はございませんか。

○○委員。

○委員 令和7年4月以降に、中間管理機構から、例えば農地を借りたいというときに、そこからの話になるんですよ。ということで、今利用権設定が、例えば令和7年の8月に切れとします。ほんならそのときの事務的な手続は、どういうふうな形になるんですか。市のほうから中間管理機構として、通達が来るのか、今までの利用権を更新しませんかと、同じように通

達が来るのか、どういう形になるのかというのがちょっと見えないんですけど。

○農林振興課 そうですね。今現在においては、利用権設定のように通知を送らせていただくのか、今度令和7年4月以降に利用権設定切れますよといった方について、その時点において通知を送らせていただくのかというのは、まだ決まっていない状態なんです。で、その辺についても、今後県のほうと調整をさせていただく中で、細かな手続というのが分かってくると思っております。で、そういったことが分かった時点で、また農業委員会の総会の場とかでお時間をいただきまして、情報共有させていただきたいなと思っております。今時点では、ちょっとその辺がまだはっきり決まってないといったところでございます。

○委員 先ほど、中間管理機構、これは地図に、色分けされたその地図が作成されて、一方的にそこへ、その人の意思が反映される。

ただ、それは地図を色塗りしたときはそう思ってたけども、実際の貸し借り、現実ではそういうわけにはいかなんだということになって、その人との地図を塗り替えらなあかんということになりそうな気がするんですけども、その辺についてはどういうふうに考えておいたら良いか。

結局、毎年見直して、ずっとその見直しを続け、結局そこはあかんというようなことになりそうな気がしてるんですけど、どうなのでしょう。

○農林振興課 目標地図の作成につきましては、農業を担う者、今までの中心経営体が今度農業を担う者という形になってくるわけですが、実際の地図の色塗りの部分につきましては、例えばその地域計画があったエリアですね。地域の中で、農業を担う者が6人おられたら、その6人の方だけの色塗りという形になってきます、地図上は。で、それ以外でその農地を耕作される方というのは、地図の後ろにイメージとしましては、筆ごとの一覧表がありまして、そこに誰が作られますよといった名前を記入された一覧表が出てくるようなイメージでございます。一覧が筆ごとに出てくるという形になります。

で、今、〇〇委員さんがおっしゃっているような、例えば当初地図上で、この方が作られるということになっていたのに、実際はその方の体調が悪くなり、経営規模を変更されたという関係で、違う人が作られるといった部分も当然今後出てくると思います。で、そういった分については、その都度色を塗っていくとかいう作業は、ちょっとなかなか難しいと思いますので、そのときは恐らくですけど、軽微な変更的なところでマッチングは、権利設定をされていくのかなと思います。

その後、権利設定されるたびに、一覧表とかのデータを直していったって、大きな地域計画の見直しのときにそれを反映させていくようなイメージになるのかなと思っております。

また、地域計画の目標地図においても、検討中といった農地もかなり出てくると思いますので、当然そこを誰かが作られるということを想定されます。その辺はその都度、軽微な変更的なもので、直していくのかなといった状態だと思っております。で、そのことにつきましては、まだ具体的な手続というのがまだ県のほうから下りてきておりませんので、その辺も今後話が詰まってきた時点で、情報共有のほうをさせていただきたいなと思っております。

○委員 ちょっと初歩的なことを聞かせてもらうけどね、よろしいか。地域計画、今後この丹波市の各地域で説明されると思う。最終的には、もちろん農業委員会も加わらないかんことは分かってますけど、これの責任的なものは、主体はどこがするの。

○農林振興課 地域計画の作成の主体は、市となっております。ただ、この作成に当たっては、

それぞれ関係機関である、農業委員会、県、ＪＡ、土地改良区などが協力をしていって、作成するといったものでございます。

○委員 ということは、ちょっとなかなか進みにくいな。はっきり言って。ちょっと水差すようなけど。

○議長 具体的なこと、いろいろと心配なところもあったり。目標地図を農業委員会で作るのやったら、その後の利用のこととか、それによって規定されるということになると、非常に難しいという印象を持ったんですけど。そういうことから言うと、なかなかこれは難しいなとかですね、今日も農業新聞にアプリで目標地図ができますよ、というのが出てたんですけど、それでできるんやったら、とりあえずそれで出しといて、ということを考えとったんですけど、利用権設定とかその辺の絡みが、目標地図に従って、中間管理機構が入ってということになると、変更せんなんとか、やっぱり自分とこの田んぼの土がええからこれを作りたいとか、いろんな思いが農業者の方にはあると思うので、そういう、難しい面が出てくるんだろうなという印象を持ちました。

まあ、そういういろんな不安はあるにせよ、今日はこの基本的な構想の変更に係る意見を、農業委員会としては求められておりますので、今の法改正ですね。このような方法でいきますよということを示されました。詳しい内容については、今後意見の交換もまたできるだろうというふうに、想定をしておるんですが、そのような中で話を進めていくというふうに思っております。

ほかにいろんな、今利用権設定の話が非常にたくさん出ておりますが、そのあたりは今後いろんな課題があって、その都度話をしていかなあかんやろというようなことだと思うんですが、それ以外の部分で、まず内容につきまして、意見、質問等があるようでしたら、お聞かせいただいたらいいかと思いますが。はい、〇〇委員。

○委員 この色塗りをして計画どおりに、中間管理機構を通じて農地を預かって、活動し始めた。そういうふうな中で、いろんな苦情が出てくると思うんです。農地の管理についてであったり、それから水のあて口が当たらへんとか、そういうふうなこの窓口はどこになってくるんですか。

農家の、耕作者がどこへ苦情を言うたらええのか、解決してくれるのを求める、こういうふうなところが何かないと、ただ絵を描いて、農地は集まったけども、何もできへんわというふうになってくるのではないかなと。そこら辺もきちっと決めて、農会長が苦情の窓口をするのか、ＪＡがするのか、農業委員会がするのか分かりませんが、そういうことで調整をしていくようなところがないと、これは難しいんじゃないかなという気がするんですけど。

○農林振興課 今こちらのほうで、いろんな課題の中で、いろんなケースが出てくると思います。例えば、地域計画というのは、その地域の将来の農業の在り方であったり、どの方がその農地を担っていくのかっていうのを、地域の皆様方でお話をいただいて、それを見える化していくと。で、その見える化の最たるものが、目標地図っていう考え方になってくると思います。

その中で、この地域ではこういうような方向性を目指しておられますよというのが、将来設計図という形になってくると思います。

しかしながら、実際その地域で営農をされていく中においては、例えば、水の取り方であったり、それから権利設定された後の農地がしっかり管理されてないよといった部分っていうのは、当然出てくる可能性もあると思います。

例えば農地がちゃんと管理されていないといった部分につきましては、例えば今現在中間管理機構を通して、権利設定をされている場合は、中間管理機構が指導されたりとか、それから当然農業委員会の農地パトロールの中でも、耕作者の指導であつたりといった部分があると思います。で、そういったことにつきましては、今後地域計画ができたといっても、従来どおりにこの地域の皆様方の代表である農業委員さん、推進委員さんで、耕作放棄地なんかの指導っていうか、農地の指導っていうのはまだお世話になっていかなあかんのかなというところがございます。

地域計画そのものに対する苦情といった部分につきましては、当然窓口は市のほうになってくるのかなと思います。その苦情に応じて、例えばそれぞれ関係機関の方に協力をしていただきながら、その地域の課題というのを解決していかなければいけないのかなと思っております。

答えになっていますでしょうか。

○議長 いろいろ課題というのは、今後出てきそうな様子ですが、現時点で、当局から進められております、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更というところについて、説明がありました。それについて、農業委員会としては、意見を求められています。そういうふうな内容につきまして、どうしてもそれは駄目だというところがなければ、農業振興施策を推進する上で、本題については認めていきますという内容で、回答をしたいと思っておりますが、今のいろんな疑問、質問等もある中で、もし可能であれば、今後出てくる課題について、関係機関で十分協議していくんだという内容を付け加えた上で、農業委員会としては認めるという内容で、答申をしていけばどうかなというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

（「意見なし」と呼ぶ声あり）

○議長 意見等がございませんので、農業経営基盤強化促進法施行規則第6条の規定に基づく農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更について、農業委員会としては、農業振興施策を推進する上で、内容については理解し、認めるものとする。ただし、今後出てくる課題については、関係機関で十分協議していくものとするという一文を付けて、回答といたしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長 それではそのように回答することといたします。

○農林振興課 ありがとうございました。

～ 議案第5号 ～

○議長 議案第5号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第5号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

山南地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 8月14日の山南地域委員会で確認しましたが、現地は全て照会のとおりでしたので、照会のとおり取り扱うことに問題がないことを確認しております。

御審議のほど、よろしくお願いします。

○議長 山南地域委員会からの確認報告が終わりました。

番号1番について、質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

議案第5号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、議案第5号、地籍調査事業における農地の転用事実に関する回答について、照会のとおり取り扱うことに、異議がないと回答いたします。

～ 議案第6号 ～

○議長 議案第6号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 議案第6号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。各地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号1番を、8月16日の柏原地域委員会において確認をしましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 柏原地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はございませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、柏原地域における農用地利用集積計画の決定について、照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

次に氷上地域ですが、農業委員会等に関する法律第31条に該当する方がいらっしゃいますので退席をお願いいたします。

(該当委員退席)

○議長 それでは氷上地域委員会から確認報告をお願いいたします。

○委員 番号2番から番号7番までを、8月17日の氷上地域委員会において確認をいたしました。全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 氷上地域委員会からの確認報告が終わりました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、氷上地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

復席をお願いいたします。

(該当委員復席)

○議長 青垣地域委員会から順番に確認報告をお願いいたします。

○委員 番号８番から番号１４番について、８月１７日の青垣地域委員会において確認をいたしました。特に番号１４番の農地につきましては、親子関係であり、週末や休日に帰省して、農作業を手伝っておられるというふうにお聞きしております。

よって、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号１５番から番号１９番までを、８月１６日の春日地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作して、そして農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号２０番から番号２８番までを、８月１４日の山南地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事するなど、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○委員 番号２９番から番号３８番までを、８月１４日の市島地域委員会において確認しましたが、全ての農地について効率的に耕作し、農作業に常時従事する等、旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えられますので、決定することに特に意見はありません。

○議長 青垣、春日、山南、市島地域委員会から確認報告がありました。

質問、意見等はありませんか。

(「意見なし」と呼ぶ者あり)

○議長 意見等がないようですので、採決をとります。

青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答することとしてよろしいですか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 異議がございませんので、青垣、春日、山南、市島地域における農用地利用集積計画の決定について、全て照会のとおり決定することに、異議がないと回答いたします。

～ 報告第1号 ～

○議長 報告第1号、農地法施行規則該当転用届についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第1号、番号3番朗読

○議長 事務局から説明が終わりました。

補足することはございませんか。

○委員 番号3番につきまして、議席番号〇番の〇〇が補足説明させていただきます。52ページに図面がございます。ここにつきましては、農機具倉庫とか、農業用車両駐車場、トイレとかを設置したいということでございます。81.12平米ということで、報告させていただきます。

○議長 全体を果樹園として使用されておられるので、その内容の中で、そのようなものを設置したいということです。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第1号の番号3番につきまして、御承知おきください。

～ 報告第2号 ～

○議長 報告第2号、公共工事の届出についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第2号、番号1番～番号3番朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

各地域委員会から補足することはございませんか。

○委員 ありません。

○議長 質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、報告第2号、公共工事の届出について、御承知おきください。

～ 報告第3号 ～

○議長 報告第3号、青年等就農計画の認定についてを議題といたします。

事務局説明をお願いします。

○事務局 報告第3号朗読

○議長 事務局の説明が終わりました。

質問等はございませんか。

(「質問なし」と呼ぶ者あり)

○議長 質問等がないようですので、御承知おきください。

予定しておりました全ての議案が終わりました。何かこの際に質問等はございませんか。

〇〇委員。

○委員 すいません。農業者年金の担当をさせてもらって、昨日県の農業者年金のセミナーに行かせてもらいました。その場で、ぜひ農業委員会で加入推進を、ぜひよろしくお願いしますということのを伺ってきておりますので、今後とも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。農業者年金のことにつきましては、運営委員会を通じまして、また皆さんにお願いすることになろうかと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

では、事務局から。

○事務局 （事務連絡）

○議長 それでは、本日の会議は終わりになるんですが、ちょっと気がついたことがありますので、お願いをしておきます。

今回で、改選後2回目の総会です。それぞれ皆さん、法律につきましては、口述書を書いていただいて、説明をいただいておりますが、例えば、経過書は報告がなかったりということがありまして、後で質問があったように、確認事項につきまして、農機具は揃っているなど、いろんなそういう確認事項につきまして、余裕があれば補足していただいて、農地を購入して今後こういうものを作ろうと考えておられますとか、そういう確認事項がございますので、そういうものを付け加えることで、内容について、ほかの委員の皆さんに周知していただいたり、知っていただくことができますので、もし可能であればそのようなことも付け加えていただいて、より充実した説明ができますように御配慮いただければうれしいと思います。

特に経過書につきましては、必須というような内容になりますので、飛ばさないように、内容につきまして説明を加えていただきますようお願いいたします。

今後いろんな案件が出てこようかと思いますが、できるだけよく分かる内容、分かるように説明を付け加えていただくとよろしいかと思います。

ただし、個人情報やそういうふうな個人が特定できる内容につきましては、そこは駄目になりますけれども、そのような内容をよく考えて、口述書を作っていただいて確認報告いただければよりいいかなというふうに思いますので、今後の参考にしていただければと思います。

それでは、これから稲刈り等も忙しくなると思いますので、また次回、よろしくお願いいたします。

それでは本日の会議はこれで終わりたいと思います。どうも御苦労さまでした。

会議の顛末に相違ないことを認め、署名いたします。

令和5年8月25日

議 長 

議事録署名委員（3番委員） 

議事録署名委員（4番委員） 